

第 49 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 7 年 3 月 4 日（火）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 49 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 7 年 3 月 4 日（火）14 時 05 分～15 時 40 分

2. 場 所

神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室（ウェブ会議併用）

3. 出席委員

【会 長】

学識経験者 今井 一郎

【府県互選委員】

大 阪 府 岡 修

兵 庫 県 田沼 政男

岡 山 県 豊田 安彦

広 島 県 濱松 照行

山 口 県 梅田 孝夫

徳 島 県 岡本 彰

香 川 県 嶋野 勝路

愛 媛 県 武田 晃一

福 岡 県 瀧口 克己

大 分 県 本庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 脇田 和美

学識経験者 久賀 みず保

4. 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）サワラに関する委員会指示について

（3）その他

①TAC資源拡大に向けた検討状況について

②令和 7 年度資源管理関係予算について

③その他

5. 議事の内容

(14 時 05 分開会)

○西村調整課長 ただいまから第 49 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。私は本委員会事務局であります、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の調整課長を務めております西村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、府県互選委員である和歌山県の大川委員が、事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数 14 名のうち、定足数である過半数の 13 名の委員の御出席を賜っております。したがって、漁業法第 156 条で準用する同法第 145 条の規定に基づき本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは早速ですが、今井会長にこの後の議事進行をお願いしたいと存じます。今井会長、よろしくお願いいたします。

○今井会長 会長の今井でございます。

委員の皆様をはじめ関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、第 49 回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、それからサワラに関する委員会指示について御審議いただくほか、TAC 資源拡大に向けた検討状況、そして令和 7 年度資源管理関係予算などについて水産庁などからの説明が予定されております。

本日は、対面とウェブ会議の併用で会議を開催しております。ウェブで御参加されている委員の皆様におかれましては、若干御不便をおかけする面もあらうかと思いますが、議長として要点を絞った議事進行に心がける所存でございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方から、ぜひ忌憚のない御意見あるいは御質問を賜りますようよろしくお願いいたします。

出席者を紹介いたします。

水産庁からは、金子瀬戸内海漁業調整事務所長、城崎沿岸・遊漁室長、赤塚資源管理推進室長ほか、担当官の方々に出席いただいております。

また、国立研究開発法人水産研究・教育機構からは、水産資源研究所浮魚資源部 山下副部長、同部の浮魚第 2 グループ 安田グループ長にウェブから出席いただいておりますので、御紹介します。

多数の方に御出席いただいておりますので、代表して水産庁の金子所長から委員会の開催に当たり一言、御挨拶をいただきたいと思います。

○金子所長 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長の金子でございます。第 49 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開会に当たり一言、御挨拶申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会は、瀬戸内海の複数府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動及び関連する漁業調整を通じて、サワラ、トラフグ及びクロマグロをはじめとした広域資源の管理に重要な役割を果たしてきたところであります。

本日は、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について、また、2 つ目として、サワラに関する委員会指示について御審議をいただくこととしております。

我が国の資源管理は、平成 30 年の漁業法の改正により、最大持続生産量 (MSY) を達成する水準に

水産資源を維持又は回復させることを目標として、目標達成のための手法は漁獲可能量による管理を基本とすることとされました。このような中、広域漁業調整委員会の調整機能や委員会指示は引き続き重要な役割を果たしていくものであります。これからも、その機能が発揮されるよう必要な情報提供等を行ってまいります。

今後とも、関係者の皆様の御意見をお聞きしながら、水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させて、漁業者の所得の向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き、御理解と御協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

最後に、本日の委員会が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となりますよう祈念しまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○今井会長 どうもありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認をいたしたいと思います。事務局からよろしく願いいたします。

○西村調整課長 事務局でございます。

本日の配布資料について確認させていただきます。まず議事次第と委員名簿を裏表で1枚になったもののお配りしております。それから、出席者名簿がございます。本日の委員会で御説明する資料として、資料1から3までお配りしております。資料1ですけれども、枝番号が1から8までございますが、資料1-1と資料1-2以降で別冊と2つに分かれております。資料2は、枝番号が1から7までございます。こちらは、全てひとまとめにしております。資料3は、資料3-1と資料3-2に分かれております。

配付資料は以上でございますけれども、不足や落丁がございましたら、事務局までお申しつけください。

○今井会長 どうもありがとうございました。皆様、資料に不足がないか御確認ください。

それでは次に、ウェブで出席されておられます方への注意事項について、事務局からよろしくお願い申し上げます。

○西村調整課長 事務局でございます。

今回の開催形式は、会場出席とウェブ出席の併用による開催となっております。ウェブ出席されている委員の皆様方におかれましては、マイクはミュートを基本としていただきまして、御発言される際はまず音声又はチャット機能によりまして、発言の御意思を表示ください。そして、会長の許可を得た後に御発言をお願いいたします。

また、やむを得ない理由により会議中に離席する場合は、先ほど申し上げた手順で会長の許可を得てから離席し、戻り次第その旨を会長に報告するようにしてください。万が一、通信状況の悪化等により、会議に参加できない状況になった場合、例えば音声が聞こえなくなった、映像が見られなくなった、あるいは発言の許可を求めても会長から反応がないなどといった事態が発生した場合には、チャット機能や、事務局の瀬戸内海漁業調整事務所に速やかにお電話をお願いいたします。

また、会場で御出席の委員の皆様方にもお願いがございます。御発言をいただく場合は、ウェブでの参加者にも伝わるように、必ずマイクを使って御発言いただくようお願いいたします。

皆様、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○今井会長 続きまして、本委員会の議事録の署名人の選出をいたしたいと思います。

議事録署名人は、本委員会の事務規程第 12 条の規定により、会長の私から指名いたしたいと存じます。

香川県の嶋野委員と大分県の本庄委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(両委員 承諾)

○今井会長 どうもありがとうございます。委員会終了後、追って事務局から議事録を送付いたします。その際は、御対応よろしくをお願いいたします。

次に、報道関係の方々への注意事項について、事務局からよろしくお願いします。

○西村調整課長 報道関係の皆様にお伝えいたします。会場で参加されている報道関係の方、いらっしゃるかと思いますけれども、もしいらっしゃる場合、冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

○今井会長 それでは、議題 1 の「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について」に入りたいと思います。

前回の広域漁業調整委員会において設置を議決しました、くろまぐろ遊漁専門部会では、ほかの 2 つの広域漁業調整委員会に同じく設置されました遊漁専門部会とともに合同会議を開催しており、現行の委員会指示の後継となる措置の内容など、新たな管理措置について議論がされていたところです。この合同会議における議論を受け、今回の本委員会では、次期委員会指示案や届出制度の導入について審議をいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の城崎でございます。

それでは、資料に基づいて御説明いたします。お手元に資料の 1-1、1-2 を御用意ください。

まず、1-1 を 1 ページおめくりください。

今、会長から御紹介があったように、一番上に、秋の広調委でそれぞれ 3 つの広調委の下にくろまぐろ遊漁専門部会を設置するということについてご了解いただき、年内の 12 月 12 日に第 1 回目の専門部会それぞれ開催をしまして、それぞれの専門部会で実際の議事は合同でやりましょうということになっております。

その委員の名簿は、ここに書いてありますとおり合計 8 名でございます。瀬戸内海広域漁業調整委員会からは、大阪府の岡さんに御参加いただいております。

また下には、これまでに実施した合同会議の経緯を書いております。年明けの 1 月 17 日、そして 2 月 12 日と計 3 回の会議を開催しました。そして会議では、クロマグロ遊漁の現状と課題について、まずは共通認識をもった上で、この 1 か月後、4 月から始まる新たなシーズンに向けての委員会指示の見直しと、中長期的な課題としまして、新たな資源管理の方策としての届出制の導入や、キャッチアンドリリースの是非、このような幅広い事項について議論をいたしました。

2 ページ目は、この 4 月から始まるシーズンに向けて、現行の広調委指示に基づいて行われている措置の見直しについて、意見の一致を見た内容でございます。左側に令和 6 年度の現行のもの、右側に令

和7年度の見直しのものということで、見直しを行った箇所には、赤い網かけをしてございます。左側に各項目を書いてございます。

採捕上限の設定と大型魚のバググリミット、これにつきましては、特に今年度におきましては、遊漁関係者から「採捕期間が短いので、これを何とかできないか」という御指摘があり、それに対応するものでございます。具体的には、採捕上限の設定につきましては、現状が複数月での設定が存在しております。例えば、4月と5月、これを抱き合わせにすることで運用してきましたけども、例えば4月の早々に1週間で操業が停止になってしまうと、残りの約50日間は採捕ができない。そういう事態になってしまいますので、それを是正する方策として、毎月均等に設定したらどうかということでございます。すなわち、12月（じゅうにつき）で均等割をするということでございまして、後ほど説明をしますが、令和7年度のクロマグロの遊漁による採捕については、国の留保枠から60トン融通することになっておりますので、60トンを12月（じゅうにつき）で割って、各月5トン、このような計算になるわけでございます。これについては、後ほど御説明します。

続きまして、大型魚のバググリミットにつきましては、現状、1人1日1尾となっておりますが、令和7年度は、これを1人毎月1尾に改める強化をするというものでございます。今年度におきましては、平日にもかかわらず連日のように同一の人間が釣りをしてクロマグロを採捕する、そういう状態もあって、できるだけ多くの方に遊漁の機会を与えるという意味でも、1人毎月1尾に保有制限の強化をするということでございます。

続きまして、左側の項目の、採捕報告の期限と内容につきましては、今年度特に話題になった、採捕報告の正確性の向上に資する見直しでございます。採捕報告の期限につきましては、陸揚げ後から3日以内としている現状から、令和7年度は、陸揚げから1日、翌日には報告してもらう、このように改めております。現状、当初は5日から3日に変更しましたが、3日でも、その間に採捕が積み上がってきてしまって、タイムリーな採捕停止の指示がうまく出せないという意見もありましたので、これを陸揚げ後から1日、翌日のうちには報告をいただいて、速やかな採捕状況の把握に努めてまいりたいと考えています。

その次の段、採捕者情報につきましては、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、これについては変更ございません。

2つ目、採捕したクロマグロの情報でございますが、これについては右側にありますとおり、多くの部分で追加のものを考えております。

まず1つ目が、写真であります。ここに書いてありますように、尾さ長が確認できる写真を提出してもらうということが1つ。

2つ目は、計量方法を報告してもらうということ。計量方法につきましては、これまで、遊漁船やプレジャーボートに積み付けられているはかりを使って正確に計るものもあれば、遊漁船の船長の目測による数字が報告されるなど色々な状況がありますので、どういう計量方法をしたのかということを報告してもらうことを考えております。

それと、報告の内容には、尾さ長を追加しようと思っております。クロマグロにおきましては、クロマグロの業界団体において、尾さ長から重量を推計する換算表が用いられておりますので、尾さ長を報告してもらうことによって報告された重量との突合ができるような、こういう仕組みも導入していきたいと思っております。

また、陸揚げの場所も追加して報告してもらうことにしております。

続きまして、船舶情報であります。船舶情報については、遊漁船を利用した場合と、遊漁船以外の船、プレジャーボートであります。これを利用した場合の二つに分けて考えております。

まず、遊漁船を利用した場合であります。遊漁船を利用した場合については、従来から御報告いただいている、遊漁船の名前と登録都道府県名に加えて、遊漁船の登録番号を報告してもらうことを考えております。

プレジャーボートにつきましては、これまでは船舶情報として報告してもらうことはなかったのですが、令和7年度は、船舶番号又は船舶検査済票の番号で報告してもらうことを考えております。具体的には、プレジャーボートは日本小型船舶検査機構（J C I）による船舶検査を通りますので、その船舶検査証書に書いてある船舶番号又は船舶検査済票の番号を届け出ってもらうということを考えております。この船舶番号が分かると、水産庁ではJ C Iに問い合わせることにより、プレジャーボートの所有者や、そのプレジャーボートが本拠としている場所、こういうことが把握できますので、そういうことを通じてこれまでなかなか実態が分からなかったプレジャーボートによるクロマグロ遊漁の実態も分かってくると思いますし、もとよりこういう情報を基に、取締りなどにも活用していきたいと思っております。

以上のこの部分といいますのは、報告の正確性を向上させるための方策でございます。

次、下から2つ目、虚偽報告の抑止策としまして、採捕報告をする際は、二重認証システムの導入と、身分証明書を提出していただくことを考えております。具体的には、運転免許証やパスポートなどの、そういうものの写しを、写真あるいはPDFにさせていただくことを想定しております。

最後の行であります。委員会指示の有効期間を2年間に拡大するというところでございます。現状は1年間の委員会指示になりまして、これは広調委からも委員会指示違反が見つかった場合には裏付命令を出して、もう一度同じ違反をした場合には罰則になるという、ワンステップ入るという現状に対して、2回の違反を1年間のうちに見つけるのはなかなか難しいのではないかと、そういう御意見もあったことから、この委員会指示の期間を2年間、すなわち令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間にするというところで、意見の一致が見えたところでございます。

ここで資料1-2を御用意ください。資料の1-2の1ページ目、今、御説明したものを、全て言葉に置き換えたものでございます。内容は、今の資料と平仄を合わせております。

次のページ、右上に資料1-3と書いてあるところを御覧ください。

真ん中辺りに表を書いてございます。先ほど、令和7年度のクロマグロ遊漁の管理数量は60トンという話をしましたけども、これを12月（じゅうにつき）で均等割をしますと、各月に5トン、このような配分になります。この数量を超えるおそれがある場合には、当該時期の末日までの採捕を禁止するというので、この運用につきましては、これまでと同様でございます。今回60トンを12月（じゅうにつき）で均等割をしましたが、先の合同会議の中では、時期によってクロマグロの釣れ具合が違う、特に令和6年度は、初夏に山陰沖、能登半島から西側で随分クロマグロが釣れた実態がありますので、そういうところに傾斜配分をする必要があるのではないか、という議論もありましたが、クロマグロの回遊状況の見通しが難しい中で、傾斜配分をする根拠がなかなか乏しいということになりまして、まずは、令和7年度については60トンを均等割で運用してみて、その後、令和8年度以降、どういう配分がいいのか議論をしましょうと、このような話になっております。そのことは、この表の下に欄外に※で「令和8年度については、令和7年度の採捕状況等を踏まえて設定」と書いてございます。この委員会指示自体は2年間の有効期間でありますけども、数字の貼り付けについては単年ごとでしていくこ

とになりますので、令和7年度はこの均等割、令和8年度についてはこの後の状況を踏まえて改めて合同会議を開催して議論をしていく、このようなことになろうかと思います。

下には、今年度の現時点での状況を書いてございます。一番右側が合計 40 になっております。本年は留保枠 40 トンから運用しておりますが、現状 38 トンという積み上げでございます。まだ最終確定まで至っておりませんが、現状このような状況でございます。

次のページ、3 ページをお開きください。資料 1－4 と書いてあるものでございます。

こちらは、委員会指示を新旧対照表に落としたものでございます。右側が改正前、左側が改正後と整理してございます。

構成を少し変えております。2 点ございまして、1 つは「3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限」のところでございます。（1）、（3）及び（4）は採捕の制限そのものについて書いているのですが、（2）の部分だけが報告についての記載になっております。これは据わりが悪いということで、改正後では「4 報告」という新たな項目を設け、そちらに改正前の 3（2）の内容を全て移行させております。その上で先ほど御説明したように、令和7年度は報告事項が増えますので、そのことを漏れなく改正後の 4 に書き入れた、そういうことでございます。

それともう 1 つ、改正前の 3（2）の 2 行目に、水産庁の沿岸・遊漁室に報告と書いておりますけれども、私ども水産庁は事務局でありますので、正確には委員会に報告してもらうということになりますので、改正後の「4 報告」の（1）の 2 行目に、委員会に報告と改めております。

資料 1－5 は、今御説明した新旧対照表の改正後の部分をそのまま言葉に落とした委員会指示本体でございます。こちらの説明は割愛させていただきます。

続きまして 6 ページ、資料の 1－6 でございます。この委員会指示に合わせて、今回 3 つの事項に別途手を入れていきます。1 つは先ほど申し上げた数量の 60 トンを 5 トンに配分するという運用方針で、2 つ目が採捕に関する事務取扱要領でございます。これも新旧対照表にしてありますけれども、右側の改正前で書いてあります、1（4）ファクシミリによる採捕報告の方法を、左側の改正後では削除しております。これは昨今の政府のデジタル化の動きの中で、このような極めてマニュアルな方法を削除させてもらっております。とはいいますが、どうしても電子情報による報告がまだできないという方がいらっしゃる場合は、個別に御相談いただければ最善の方法を御提示したいと考えております。

2 ポツの報告に関する留意事項については、改正後では充実させております。先ほど申し上げたように、報告事項が増えておりますので、それぞれについての留意事項でございまして、（1）は、計量方法についての留意事項、（2）は、尾さ長を測る際は、メジャーを置いて写真を撮っていただきたいということ、（3）は、陸揚げした場所については都道府県名と港の名前など場所を記入していただくこと、（5）は、氏名や住所を証する書類の写しとしては、パスポートなり運転免許証を写した写真の添付、あるいはそういうものを PDF 化したものを想定しているということを書いております。

3 ポツでございます。個人情報取扱いについても、現行の採捕報告においても様々な個人情報をいただいておりますので、その管理におきましては、個人情報保護法に準拠した体制を取っております。そういうことは変わらないのですが、左側の改正後では一言、「都道府県」という言葉を追記しております。これは、報告された情報を取締り等の観点から、状況によっては都道府県とも協議をするということも想定し、この 3 ポツの中で都道府県に提供することがあるということを明記したところでございます。

7 ページは、事務取扱要領の別紙様式でございまして、水産庁のホームページに掲載されておりますので、採捕報告をする際にはホームページからダウンロードをして、必要事項を記入して報告してもらう段取りになります。

続きまして、資料の1－7です。これにつきましては、今、新旧対照表で御説明した、採捕に関する事務取扱要領を言葉に直したものでありまして、先ほど御説明した改正後のものと全て平仄を合わせております。

続きまして、資料1－8を御用意ください。こちらは3つ目の文書でございまして、違反者への対応方針（案）でございまして、特に1 ポツにつきましては、先の秋の広調委で、委員会として関係者に対して出頭を求めたり、又は必要な報告を徴する、そういうやり方について御了解いただきましたので、そのことも含めて従来どおりの書きぶりになっております。

以上が、この4月から始まります、新たなシーズンに向けての委員会指示（案）の概要でございまして。

ここでまた資料の1－1に戻っていただきたいのですが、資料1－1の3 ページ目をおめくりください。

3 ページ目は、先ほど冒頭に申し上げた中長期的な課題として、1つ目の新規の管理措置のうち、届出制についての資料でございまして、まず、冒頭に文章を3行ほど書いておりますけれども、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下の内容の委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入をするということで、合同会議としましての意見の一致を見たところでございまして。

下に表になっておりますけれども、左側にクロマグロを採捕しようとする遊漁者、者に関する部分、右側はそういう者を案内しようとする遊漁船業者や遊漁船以外の船舶、プレジャーボートですが、そういう船を運航する者というように、左側が者、右側が船舶関係者、このように分けて届出制を検討しています。この内容につきましては変更する可能性がありますけれども、現状の整理でございまして。

まず、届け出の内容ですが、者、船舶関係者、いずれも氏名、住所、電話、アドレスの基礎情報は共通でございまして。加えて、者につきましては、使用予定船舶と出入港予定場所を、書ける範囲で任意で書いていただくということを考えております。者に関する受付期間と届け出の回数につきましては、まずは委員会指示の有効期間中に1回届け出してもらうことを考えております。この委員会指示の有効期間であります、届出制につきましては1年間を予定しております。詳しくは今年の秋の広調委のお諮りすることになるかと思っております。先ほど4月からの部分で2年間ではありますが、この届け出については1年間で運用することを考えております。

者につきましては、委員会指示有効期間の1年間のうちに1回届け出てもらい、この受付期間というのは、そこに書いてありますように、採捕しようとする日の1営業日前までにとしております。遊漁者につきましては、令和8年4月1日から届出制が始まる早々に、具体的にクロマグロ遊漁の予定が決まっている方や、今年は絶対に釣りをする、という意味のある方は都道府県で届け出てもらっても構いませんし、あるいは実際に秋口になってクロマグロの遊漁船の予約が取れて、具体的な日取りも決まった段階で報告してもらう、届け出してもらう、このような場合も可能でございまして。いずれにしても、遊漁者につきましては、人によってクロマグロ遊漁をするタイミングがまちまちでありますので、できるだけ幅をもたせた対応をするということで、このような書きぶりにしております。

一方、船舶につきましては、まず届け出の内容は、先ほどの基礎情報に加え、船名、遊漁船であれば遊漁船の登録番号、プレジャーボートであれば船舶番号、それと出入港予定場所を届け出してもらうとい

うことを考えておりまして、この回数と期間につきましては、受付期間中に1回届け出をしてもらうということと、受付期間は空欄になっておりますけれども、令和8年4月1日から開始される少し前に一定期間を設けて、その間に届け出をってもらうことを考えております。先ほどの遊漁者の場合と比較して、船舶の場合は年間の運行計画が決まっていると思います。特に遊漁船であれば、いつ頃はクロマグロ遊漁するのだという、そういうもくろみも決まっているでしょうから、そういう観点では一定期間のうちに漁期に入る4月1日より前に届け出をってもらうということを想定しております。このクロマグロ遊漁につきましては、防波堤や陸上から釣れることもまれにはあるかもしれませんが、ほぼ船舶を使った釣りでございます。ですので、クロマグロ遊漁の管理、特に現場の立ち回りですとか立入検査、そういうことにおきましては、どこにどういう船がどれぐらいいるのかということが非常に重要な情報になります。ですので、漁期が始まるまでに、船舶関係者からは届け出を受け、然るべく管理・取締りに対応してまいりたいと考えています。

続きまして、届け出の方法としましては、電子フォーマット・メール・アプリ、基本的には電子データでやり取りをしようと思っております。加えまして「システム（開発中）」と書いておりますが、これは水産庁で予算を取って、24時間届け出を受け付けるシステムの開発作業をしております。スケージュール感で申しますと、若干時間がかかっておりまして、完成までには令和7年の年内中ぐらいかかりそうでありますので、令和8年4月1日にうまく間に合うように作業を進めてまいりたいと考えております。

一番下の欄、未届出者への対応でございます。届け出の対象者のところに「クロマグロを採捕しようとする遊漁者」と書きました。こう書きますと、当然でありますけれども、この裏返しとして、届け出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならないとなりますわけでありまして、そのように常識的に考えてくれない人もいるかもしれないということも想定しまして、届け出を行っていない者はクロマグロを採捕してはならない、ということを明確に規定したいと考えております。加えまして、クロマグロを意図せずに採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならないということも、併せて書き込もうと考えております。

右側の船舶関係者についても同様の理屈でありまして、届け出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならないと書こうと思っております。

以上が届出制の現状でございます。冒頭申し上げたように、令和8年4月1日から導入するということになりましたけれども、これを決定した2月の会議は、4時間を超える長丁場になりました。その中では、例えば、この4月、あるいはこの夏から速やかにクロマグロ遊漁の届出制を導入して、実態把握を早急に進めるのだ、という御意見もある一方で、やはり、しっかりした制度にしていけるためには、十分な周知期間を設けることも必要だろう、という意見もあり、議論が難しいところまで行きましたけれども、最終的には十分な周知がやっぱり必要だろうということで、1年後の令和8年4月1日から新たに導入することで意見の一致を見たところでございます。

4ページ目は、もう1つの課題でありましたキャッチアンドリリースの取扱いについてでございます。これについては、上の丸で1行書いておりますけれども、キャッチアンドリリースの可否につきましては、委員の間で意見が分かれた状況になっております。先ほどの届出制と比較しまして、キャッチアンドリリースについては、まだ方向性が収れんしていない状況でございます。

主な意見としまして、6つほど書いてございます。例えば、キャッチアンドリリースが認められれば、釣り人の不満が解消される一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要があるという意

見や、採捕期間中、一定数量に達した段階でキャッチアンドリリースに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる、具体的には、令和7年度は60トンで管理をしますけども、例えば、60トンのうち50トンまで実績が積み上がった場合、残り10トンを全てキャッチアンドリリースに切り替えることとすれば、長らく営業、採捕できるのではないかと、このようなアイデアでございます。しかしながら、そういう残り10トン全てをキャッチアンドリリースに切り替えた場合の管理の方策にはまだまだ課題があるということで、アイデアの域を脱していないというところが現状でございます。

3つ目のポツであります。これが漁業者側からの意見でございましたけども、漁業者は採捕停止命令が出た場合には、例えば、定置網漁業では、クロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟で網を開放して放流しているということですか、漁船漁業であれば、漁場を移動して操業しないようにしており、このような漁業とのバランスを考慮しますと、採捕禁止後のキャッチアンドリリースについては反対である。このような意見が多数、漁業関係者からも出てきております。

下から2つ目にありますように、キャッチアンドリリースの考え方といいますのは、クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも大きく影響していくこととございますので、導入に当たっては慎重に議論をすべきであるという意見や、一番下にありますように、漁業者はそれぞれの地域で操業禁止期間などルールを決めているけれども、それを無視して遊漁をする、特にプレジャーボートが多く見られて、漁業者が憤っているのだ、と。それぞれの地域の漁業者と遊漁者が互いにリスペクトして、尊重して話し合っていくことが大事である、このような意見もございます。

いずれにしても、このように意見が分かれた状況がありますので、引き続き検討が必要であろうと思っております。この合同会議は、これまで3回開催をしました。令和7年4月に向けての委員会指示の提案は、本日お諮りすることができましたが、残りの届出制について若干積み残しがあり、また、キャッチアンドリリースについてはまだまだ議論が必要であるところでもありますので、この4月以降もまた開催することになろうと思いますが、そのタイミングにつきましては今後関係者と話し合いながら適切な時期を見極めていきたいと考えております。

クロマグロ遊漁につきましての説明は以上でございます。どうぞご不明な点ありましたら、御質問のほどよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。くろまぐろ遊漁専門部会及び合同会議には、本委員会から大阪府の岡委員に御参加いただいております。岡委員から補足で説明することなどありましたら、よろしくお願いいたします。

○岡委員 特にないです。

○今井会長 ありがとうございます。

それではまずは、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号案や、委員会指示の発出に伴い制定する必要がある運用方針、事務取扱要領及び違反者への対応及び処分方針について、委員の皆様から御質問、御意見等があれば承りたいと思います。

○梅田委員 意見ですが、よろしいですか。

○今井会長 よろしく願いいたします。

○梅田委員 新たに届出制をやっていくということで、管理に向けてすごく有効な措置だとは思いますが、いろいろ部会で検討もされたと思いますが、これをいかに遊漁者の方に周知していくかということですよ。その辺りの話が今から具体的に検討されるのか分かりませんが、遊漁船業者は県が登録している

から、これは個別でもできると思います。プレジャーボートについては、どういう形で誰がするのかは詰められているのですか。日本船舶検査機構が番号を控えているので、分からないことはないと思うのですけど。

○城崎沿岸・遊漁室長 水産庁でございます。ありがとうございます。

この周知の方法につきましては1年間の猶予がありますけれども、時間的には相当短いですので、やはり効率よくやらなくてはいけないと思っています。

また遊漁船につきましては、確かに御指摘のとおり、都道府県の登録となっておりますので、都道府県を通じれば遊漁者の方には情報が入りますけれども、広調委という国がやっている仕組みを、県にどのように御協力いただくかということも十分考えなくてはいけないと思っております。

また、遊漁船においても漁協に入っていないとか、いわゆる専門の遊漁船もいらっしゃいますので、そういう方には漁業の系統団体でもなかなかルートがありませんので、どのようなやり方がいいのか検討する必要があると思っています。

また、プレジャーボートについては、これは正直申し上げまして、どれくらいの数の届け出がされるのか分からない状況です。一説では15～16万隻ぐらいいるだろうという話もありまして、もちろん全部が全部クロマグロ遊漁に関係しているとは思いませんけれども、膨大な数の届け出が出てくる可能性もある。こういう中で、先ほど申し上げたような、J C Iはもとよりプレジャーボートの業界団体ですとか、プレジャーボートにおきましては、ボートショーやマリーナ関係者、想定される様々なルートを使って多角的に周知活動をしていかななくてはと思っておりますので、これから関係者と連携しながら検討してまいりたい、このように考えております。

また、業界団体の方、都道府県でも御協力をいただくことがあろうかと思っておりますけれども、その際はぜひとも御協力を賜れればと思っております。

○梅田委員 ちょっと終わりになりますが、こういう新しい制度というのが機能していくとすれば、最初が肝腎だと思います。だから、最初に徹底的に周知していくという強い形でやられたらどうかと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。まさしくその点が合同会議でも一番焦点になったところでございました。速やかに届出制を導入するというニーズと、やはり冷静に、十分な周知ができず最初でつまずくと今後も引きずることになると。そのような御指摘があったようなことの折衷案として、1年間の猶予ということになります。その時間を十分だとは思っておりませんので、できるだけ効率よく可能な限りで周知活動をしていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○今井会長 ほかにございませんでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいでしょうか。本件につきましては、賛成あるいは反対について、マイクをオンにして御発言をいただければ大変ありがたいと思ひます。

○脇田委員 委員長、脇田ですけれどもよろしいでしょうか。

○今井会長 脇田さん、よろしくお願ひします。

○脇田委員 チャットにも書かせていただきましたが、ただいまの山口県の梅田委員の御意見に大変共感するところが多いです。やはり、最初にどのような周知をして皆さんに守っていただくかという点について、例えば、プレジャーボートへの協力について各府県の水産部局と港湾部局との連携を促進するように、こちら側から依頼するというか、なるべくそのようにしていただきとお願いをすることはでき

るのでしょうか。というのが1点目の質問です。

2点目は、新規の管理措置について、本日の資料1-1の3ページについてです。未届出者への対応のところ、悪意のある人がいたらということで念のためという措置を書かれていて、私も確かにそのような書きぶりが必要だと思ったのですが、それに加えて、右側の船舶を運航する者については遊漁の届け出を行っていない者について、ここでは遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならないということが書かれているのですが、加えて意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流するように指示、指導等、促さなくてはならないといったような文章は不要でしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。まず1点目の県の部局と港湾局との連携の促進につきましては、これはできるツールといたしますか、やり方は全て検討してみたいと思っておりますので、今いただいた御意見についても、都道府県の水産部局や港湾部局の御意見を聞きながら、どういうことが可能か考えてまいりたいと思います。

2つ目の船舶の運航者に対する対応でございます。ここの整理をしますと、まず、採捕をするのは左側の遊漁者でございます。採捕する者です。なので、釣ってはいけないということと、釣ったら逃がせということをセットで書いております。右側の遊漁船関係者については、彼らは釣る人間ではありません。釣り人を案内する者になりますので、案内する者に対して意図せず釣った場合はすぐ逃がせと言うのは、それはちょっと筋が違うのではと思います。

とはいいいましても、今、委員からそういう場合には指導をするべきではないかと、そういう趣旨のことを船舶の関係者にどこまで義務が課せられるのかということころは、届出制の趣旨にどこまで合致するかということころになるかと思います。一番上の3行に「全体像を把握することを主な目的として」と書いてありますので、そこに、今おっしゃったような指導するということまで含めることができるのかというのは、合同会議でも議論がございました。遊漁船業者の船長あるいはプレジャーボートの運航者にいろいろなことを追加でお願いすることは、確かに野心的ではあるのですが、それをやり過ぎると、全体像を把握するという主な目的から若干ずれてくるのではないかと、合同会議であったものですから、船舶関係者については、案内をしてはならないということだけをまずは規定したらどうだというのが結論でございます。

とはいいいましても、今いただいた御意見も、またこれから開催されることになるであろう合同会議で委員とも共有しながら、とり得る対策というのを考えてまいりたいと思っております。

○脇田委員 詳しい御説明をありがとうございました。2番についてはなるほどと納得いたしましたので、御検討を引き続きお願いできればと思います。

それから、1番の港湾部局との連携についてですけれども、補足の質問で恐縮ですが、水産庁として、例えば国土交通省の港湾局と、国レベルでそういうものを促進しようといったような動きはあるのでしょうか。それについても教えていただければ幸いです。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。プレジャーボートについては、クロマグロ遊漁だけではなくて、放置船や漁業とのトラブルなど、様々な問題があると認識をしています。そういう意味で、日頃から港湾部局とは連携しておりますので、その中で、クロマグロ遊漁の届出制に関して協力できることはないのか、その辺は積極的に議論をしてみたいと思っております。

○脇田委員 どうもありがとうございました。私、静岡県海面利用協議会の委員も務めておりまして、やはり同じ、クロマグロではありませんが、今まさにあった、漁業とプレジャーボートのコンフリクトがあって、なかなか港湾部局と県レベルでの調整がつかないということも伺いましたので、国が

らそういう支援などがあると、もしかすると県レベルでも協力しやすくなるのかなと思ってお伺いした次第です。ぜひよろしく願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。この合同会議でも、プレジャーボートによるクロマグロ遊漁の全体像が少しでも把握できる、これは非常に大きな1歩であるという御評価をいただいております。中には、クロマグロ遊漁の管理の在り方というのが、ほかの魚種の管理にも活用できるのではないかと、プレジャーボートと漁業との調和にも活用できるのではないかと、このような御意見もございました。クロマグロ遊漁の取組みがどのように横展開していくのか分かりませんが、そういうことも念頭に置きながら、プレジャーボートについては水産庁全体で取り組んでいるところでありますので、そういうところにも波及できるように取り組んでまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○脇田委員 ありがとうございます。大変期待しております。

○今井会長 どうもありがとうございました。

○嶋野委員 委員長。

○今井会長 どうぞ。

○嶋野委員 香川県の嶋野と申します。

資料の1-1の4ページです。キャッチアンドリリースのことがここに書いてあるのですが、ちょっと教えてください。「漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、」となっております。「これらの漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のキャッチアンドリリースには反対」とありますが、キャッチアンドリリースというのは採捕禁止後でも可能なのでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。現状では、採捕禁止後のキャッチアンドリリースは認めておりません。キャッチアンドリリースのキャッチ自体が採捕になりますので、採捕禁止後に採捕するということは制度上あり得ませんので、現状では一切認めておりません。

○嶋野委員 そうすると、これはキャッチアンドリリースの反対ということではなくて、採捕禁止後の遊漁については釣ってはいけない、ということで理解してよろしいですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 そうでございます。ここは、採捕禁止後の遊漁のキャッチアンドリリースを認めてくれ、というのが遊漁関係者の要望でございまして、そういうのは漁業とのバランスを踏まえると反対である、というのが漁業者側の御意見として、ここに記載をしております。

○嶋野委員 分かりました。ありがとうございます。

○今井会長 久賀先生、お願いいたします。

○久賀委員 キャッチアンドリリースの件で、まだ方向性も決まってないということですがけれども、せっかくなので2つお願いします。

遊漁関係者が求めているキャッチアンドリリースですがけれども、これは本当に実効性があるのか、というところが1つ問題かと思えます。お伺いしたいのは、それを示す科学的データが存在し得るのか、という点です。漁業者の皆様を前に恐縮ですがけれども、漁業関係者の方からお話を聞くと、マグロを1回捕まえたなら、なかなか生残率は維持できないという、そんな印象を私はもっています。いずれにせよ、効果があるという科学的データがないと、遊漁関係者がおっしゃる採捕禁止後のキャッチアンドリリースというのは認められないのではないかと、私は考えているのですがけれども、そのデータがあるのかと、いうことを1つ教えてください。

それからもう1つ、同じくキャッチアンドリリース関連ですけど、海外のマグロの資源管理の事例でキャッチアンドリリースをどのように扱っているのか、これは、もしご存じであれば教えてほしいです。アメリカやオーストラリアなどはゲームフィッシング先進国であり、マグロ委員会の加盟国でもあるので、その辺りの国がどのように扱っているのかは参考になるのではないかなと思った次第です。

○城崎沿岸・遊漁室長　ありがとうございます。まず1つ目の実効性確保については、4ページの真ん中辺り、下から3つ目のポツに、「日本においては、キャッチアンドリリースによる死亡が資源に与える影響についての科学的知見がない」と書いておりますけども、確かにキャッチアンドリリースについて科学的に調査をしたことがありませんので、その影響はよく分からないのが正直なところでございます。

とはいいいましても、アメリカでは、キャッチアンドリリースについてシステマティックになっている実態がございまして、例えばプレジャーボートに乗るときに取り扱う人間、スキッパーといいますけども、そういう人間がキャッチアンドリリースについての民間の講習を受けて、技術的に船の上に魚体を上げないで、魚を船べりで水につけながら魚から針を外して逃がすような、そういうことがシステマティックにできる事例もアメリカではございます。そういったものを見聞き体験した人が日本にも確かにいらっしゃって、日本の中でも船に上げないで、船の船体に横づけして、魚体をほぼほぼ水につけながら針を外す技術を習得している方もいらっしゃると聞いています。しかしながら、そのような技術がどれだけ浸透しているのかということころは、なかなか図り切れないので、そういう意味では実効性はまだまだという話は合同会議でも議論がございました。

それと、特にアメリカでは今言ったようなシステムがきちっとあるのに加えて、アメリカとかの国の中でも、遊漁については漁業とは別枠で管理をしていて、その中でキャッチアンドリリースを認めるような仕組みでやっている事例もあるので、遊漁関係者からすると、アメリカなり先進国の事例を日本にも導入すべきではないかという議論がございました。しかしながら、アメリカと日本ではクロマグロを巡る状況も全然違いますので、やはりジャパンメイドを作る必要があるということでこれまで議論をしてきております。その結果、このような意見が出て、考え方が分かれています。このような現状でございます。

○久賀委員　技術の習得というのが、恐らく日本とアメリカなどで随分違うのだらうということがよく分かりました。ありがとうございます。

TACの対象魚種拡大の議論が進んでいる中で、本委員会が対象にしている瀬戸内海周辺でも、やはり遊漁圧の高い魚種というのがあると思います。そういう意味でも、クロマグロの事例が結構重要なベースになると思いますので、大変御苦労な議題だと思いますけれども、引き続き御検討よろしく願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長　ありがとうございます。今おっしゃったクロマグロのほかにも、TACが検討されている魚種はあります。その中でも、漁業と遊漁の共通の種類、例えば瀬戸内海では、サワラやブリ等、そういうものも、そ上に上がってきます。そういうところにクロマグロの管理の在り方がどのように横展開できるのかという、そういう考えもありますけども、一方で、クロマグロについては国際的に非常に厳しい管理がされていて、漁業者はすべからず全員が管理下に置かれていて、市場もきちっと機能する。このように、クロマグロはかなり特殊事例という事情もあり、クロマグロの仕組みをほかの魚種に展開するのはそう簡単ではないということも、関係者の方には御理解いただく必要があるかと思っております。

いずれにしても、遊漁の資源管理についても、水産庁を挙げて取り組んでまいりたいと思ってお

ります。よろしくお願いいたします。

○今井会長 よろしいですね。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。本件について強い反対などございましたら、ここで遠慮なく言っておいていただいたほうがいいと思います。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

では、強い反対はないというように理解いたしたいと思います。

それでは、本委員会として瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号を本日付けで発出するとともに、併せて時期別の採捕数量に関する運用方針、事務取扱要領及び違反者への対応及び処分方針について、原案のとおり制定することといたしたいと存じます。

なお、今後の事務手続上、軽微な修正等がありました場合には、会長である私に御一任いただきたいと思います。

事務局におきましては、委員会指示の発出に関わる事務手続きや官報への掲載をよろしくお願いいたします。

次に、クロマグロ遊漁に関する届出制の導入について、御質問、御意見等があれば承ります。

(異議なし)

それでは、本委員会として、クロマグロ遊漁に関する届出制は令和8年4月から導入することで決したいと存じます。

事務局は、釣り関係者の協力を得ながら、周知の取組みを今からしっかりと行っていただきたいと思います。

また、届出制に関わる委員会指示については、くろまぐろ遊漁専門部会で最終的な案を整理した上で、基本的には次回11月の本委員会で審議、決定いたしたいと思います。

事務局におかれましては、引き続き対応をよろしくお願いいたします。

○今井会長 それでは、次の議題に移ります。議題2は、サワラに関する委員会指示についてです。

事務局から説明よろしくお願いいたします。

○松村漁業監督指導官 瀬戸内海漁業調整事務所の松村でございます。サワラにつきましては、私から説明させていただきます。

資料は、2-1から2-7まででございます。

まず資料2-1につきまして、こちらは今年度、広域資源管理措置を実施しておりましたが、その内容を図に落とし込んだものでございます。

資料2-2から資料2-4まで、ページでいうと2ページから4ページの資料でございます。例年同様の内容となりまして恐縮ではございますが、今後の資源管理措置の検討方向につきまして、2025年度

の資源管理措置は現行のとおりとしまして、2026 年度以降の資源管理措置につきましては、さわら検討会議や漁業者協議会等の関連会合における議論や最新の資源評価を踏まえまして、必要な検討を進めることとさせていただきたいと思っております。

資料 2－5 から資料 2－6 にありますとおり、サワラの広域資源管理の取組みに関しましては、これまで広域漁業調整委員会指示としまして公的な担保措置をしてきているところでございますが、現行の委員会指示の有効期間が今年度までとなっておりますので、引き続き新たな委員会指示を発出したいと考えております。

内容に関しましては、現行の取組みを継続するということから、資料 2－6 でお示ししておりますとおり、赤字で時点修正を施した以外は、これまでと同様の内容となっております。

簡単ではございますが、資料 2－1 から 2－6 までの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見等あれば承ります。

オンラインの方も御遠慮なく御質問、御意見承りますので、よろしくお願いいたします。

(異議なし)

基本的にはこれまでの踏襲の部分が多いということで、特段の反対意見はないと理解いたしたいと思っております。

どうもありがとうございます。それでは、本委員会として、本案については、原案のとおり瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 49 号を本日付けで発出することとします。

今後の事務手続上、軽微な修正等がございました場合には、会長である私に一任いただきたいと思います。

事務局におかれましては、委員会指示の発出に関わる事務手続や官報への掲載をお願いいたします。

○今井会長 続いて、資料 2－7 について事務局から説明よろしくお願いいたします。

○松村漁業監督指導官 ありがとうございます。引き続き、資料 2－7 について御説明いたします。

資料 2－7、11 ページを御覧ください。

こちらは報告事項となります。近年、瀬戸内海におきましては、サワラの来遊時期が早まってきているのではないかと御意見を関係者から多くいただいております。それに伴い、複数県から操業期間の前倒し等について御連絡等をいただいております。知事許可漁業ですので、本来、各府県の御判断や責任の下で操業期間の変更等を行っていただくものであると認識はしておりますが、サワラは広域資源管理の対象資源でございまして、1 つの県における操業が隣県にも影響を与えること、そして現に他県からも操業期間の前倒しを行うことへの御意見や御懸念というのが示されている状況でございました。

つきましては、さわら検討会議内において、本件について検討を協議する際の基本的なルールを設けてはどうかということを、事務局である瀬戸内海漁業調整事務所から御提案させていただきまして、これまで行政間において検討を行ってきたところでございます。

そして、先月 2 月 10 日に開催された、令和 6 年度第 2 回さわら検討会議において本資料が決定されて、また同じく先月 2 月 25 日に開催された、令和 6 年度第 2 回サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会においても了承されたところでございます。

本資料の中身ですが、各府県において操業期間変更等を実施する際に、さわら検討会議への情報共有から操業期間変更等を実施するまでの基本的な段取りを規定したものでございます。さわら検討会議自体は任意の協議体でありますので、その決定等については道義的な責任が生じるものの、法的な拘束力はございません。

しかし一方で、これまで関係 11 府県間で連携、協調した取組みを行ってきた、さわら検討会議の開催の趣旨にのっとり、ここにありますとおり、1 から 4 の内容について規定をさせていただいております。

今後、本対応につきましては、適切な運用に向け、しっかりと関係府県と協力して取り組んでまいりたいと思います。

本資料については、説明は以上となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありませんれば承ります。

ウェブの方も御遠慮なく、よろしくお願いします。

(質問、意見なし)

それでは、特段の反対等ございませんようですので、本件につきましては、今後、適切な運用に努めていただければと思います。

○今井会長 それでは、議題 3 に移りたいと思います。

その他の TAC 資源拡大に向けた検討状況について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○赤塚資源管理推進室長 資源管理推進室長の赤塚です。私から、TAC 資源拡大に向けた検討状況について、資料 3-1 に基づいて説明を行います。

昨年 11 月 29 日に開催された第 48 回瀬戸内海広域漁業調整委員会以降の動きを 2 点報告いたします。報告ですので、ほかの広域漁業調整委員会が所管する資源についても触れたいと思います。

まず、1 点目です。ブリの TAC 管理についてです。資料の備考の欄に赤字で示しましたとおり、本年 4 月 1 日からステップ 1 を開始することが水産政策審議会資源管理分科会において了承されました。現在、資源管理方針の変更をはじめ、管理開始までに必要な手続きを進めているところです。

なお、ステップ 1 は、漁業法に基づく報告の体制と農林水産大臣及び都道府県知事による情報の収集体制を確立するとともに、対象とする資源の特性や、利用する漁業の実態などを踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それを解決するための取組みを行う段階と定められています。この段階では、配分数量の設定や、漁業法に基づく採捕停止などの命令は行いません。期間は、1 年間を想定しています。

続けて 2 点目です。ベニズワイガニについてです。この資源は、日本海系群を知事許可の水域と大臣許可の水域の 2 つに分けて TAC 管理をすることを考えています。これらの管理単位につきまして、本

年1月にそれぞれステークホルダー会合を開催しました。ステークホルダー会合では、最新の資源評価結果と併せて、資源管理の目標の案、漁獲シナリオの案を出席された方に説明し、意見交換を行いました。いずれの管理単位につきましても、会合の取りまとめを踏まえた第2回会合を3月に開催することを予定しております。今後、次年度に入りまして、TACの開始ができるように、引き続き、漁業者の方はじめ水産関係者の方と丁寧な意見交換を重ねてまいりたいと思います。

事務局からの報告は以上です。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がありましたら承ります。

ウェブの方も御遠慮なくどうぞ。

(質問、意見なし)

○今井会長 それでは、特段御異議等ございませんようですので、次へ進みます。御説明ありがとうございました。

その他 ②令和7年度資源管理関係予算について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○赤塚資源管理推進室長 再び資源管理推進室長です。

令和7年度水産関連予算のうち資源管理に関係するものにつきまして、資料3-2を用いて説明します。

まずは、1①漁業収入安定対策事業です。資源管理は、水産資源を持続的かつ最大限利用していくために取り組むものですが、その過程において一時的な減収が発生することがあります。このため、計画的に資源管理などに取り組む漁業者、養殖業者を対象に、漁獲変動などに伴う減収を補填する本事業の予算を計上したところです。

次に、1②資源調査・評価の充実と新たな資源管理の着実な推進のためとして、予算を計上したところです。この中には、海洋環境の変化を踏まえた資源評価の実現に向けて必要な研究や調査のための予算や体制強化のための予算、また、現在のような海洋環境が大きく変化するときには資源の状態を速やかに精度よく評価することがますます重要になってきますので、そのための予算が入っています。このほか、水産研究・教育機構の調査船の代船建造のための予算、適切な資源評価・適切な流通管理を促進する体制を構築するための予算、TAC管理に資する混獲回避技術などの開発の推進、IQ管理の拡大に向けた取組みの支援、資源管理協定の高度化、遊漁の実態把握を推進するための予算もこの項目の中で計上しています。

最後、4ページに移ります。3⑤の内水面及びさけ・ます栽培資源総合対策です。トラフグなどの栽培養殖においても、環境変化への対応が喫緊の課題となっています。そのため、海洋環境の変化に対応した増殖手法の改良や、サケについては、回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築などの取組みに対する支援のための予算を計上したところです。

以上、事務局からの報告となります。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等あれば承ります。

(質問、意見なし)

よろしいでしょうか。ウェブの方も大丈夫ですか。

それでは、特段の御異議ないと思われます。

○今井会長 それでは、次へ進みます。御説明ありがとうございました。

では、議題3 その他です。事務局から発言があると聞いておりますので、説明よろしくお願ひします。

○金子所長 瀬戸内海漁業調整事務所長の金子でございます。

この場をお借りして、事務局である水産庁から、広域漁業調整委員会の今後の役割についてお話をさせていただきます。

広調委については、国の常設機関として、都道府県の区域を越えた広域的な海域を管轄し、関係する海区漁業調整委員会及び関係漁業の代表者、学識経験者により構成され、海区漁業調整委員会及び連合海区漁業調整委員会と同等の機能を有する水産資源の保護に適切に対応し得る組織として、平成13年に改正された漁業法に基づき設置されたものであります。水産資源の保護を図るために協議・調整した結果を速やかに反映させる必要があるとして、委員会指示という柔軟性・機動性のある処分権限を有しているものであります。これまで、広調委は、クロマグロ、イカナゴ、キンメダイ、サワラ、トラフグ、ガザミに関する委員会指示の発動のほか、複数の都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討及び関連する漁業調整を通じて、広域資源の管理に重要な役割を果たしてきたところであります。

一方で、資源管理については、平成30年に改正された漁業法の下、最大持続生産量(MSY)を達成する水準に水産資源を維持又は回復させることを目標として、目標達成のための手法は漁獲可能量による管理を基本とする制度が創設されました。

TACの導入については、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえて優先度に応じて推進しまして、関係漁業者の方々との丁寧な意見交換を行い、管理の段階的導入、いわゆるステップアップ方式による課題解決を図りながら進めているところであります。

このような流れの中で、今後、広調委は漁業法に基づく資源管理を進めていく上での課題解決、例えば小型魚の漁獲抑制や、先ほども議論にありました届出制の導入などに関して、省令や県の調整規則で行う前段階として委員会指示を出すことで、重要な役割を担っていただける部分が大きいのではないかと我々考えております。このため、資源管理における広調委の今後の役割は非常に重要であると水産庁は考えておまして、こうした考えの下、まずは今年秋に開催予定の広調委に向けて水産庁で案を検討しまして、その後、委員の皆様へ広調委の今後の役割について御議論いただくこととしてはどうかと考えています。

資源管理を通じて水産資源の持続的な利用を確保し、我が国の漁業生産力の発展を図るため、今後の広調委及びその関連部会においても、このような広調委の今後の役割について議論をさせていただきたいと考えているところであります。

委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして御質問、御意見等あれば承りたいと思います。よろしくお願いします。

ウェブの方も御遠慮なくよろしくお願いします。

(質問、意見なし)

現時点でぱっと言われてもなかなか、という場合もありますので、これから気がついた、こんなことが抜けているなど、何かお気づきの点等ございましたら、漁業調整事務所へメールなどで御意見としてお知らせいただければ、様々な形で反映させていきたいと思います。

○今井会長 それでは、どうもありがとうございます。議題のその他として予定していたものは以上となります。

最後に確認ですけれども、これまでの議事において言い足りなかった、発言のタイミングを失った、あるいは今思いついたなど、御発言がある場合は、マイクをオンにしてお伝えください。これまでお諮りした内容について、特段の御意見のない方は、ありませんなどの御発言いただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

オンラインの方も、「ありません」などチャットでいただければありがたいと思います。

○脇田委員 脇田です。特にございません。

○今井会長 脇田先生、ありがとうございます。

それでは、特段御異議等ございませんようですので、これにて、御意見や異議はないということで理解いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

全ての議事について御了承いただいたものと理解いたしたいと思います。

それでは、引き続いて次回の広域漁業調整委員会の開催予定について、事務局から説明がありますのでよろしくお願いします。

○西村調整課長 事務局でございます。

次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり 11 月から 12 月頃に開催したいと考えております。日時、場所、開催形式等につきましては、会長や委員の皆様の御都合をお伺いしながら検討の上、追って御連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○今井会長 どうもありがとうございました。次回の委員会は、例年どおり 11 月から 12 月頃に予定されているとのことでございます。委員の皆様方には、年度末の御多忙な時期と存じますが、御出席のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をいただきありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいた意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと存じます。

なお、議事録署名人に指名させていただきました、嶋野委員、本庄委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御確認後、署名をよろしく願いいたします。

それではこれもちまして、第 49 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会といたします。長時間の御審議、誠にありがとうございました。

(15 時 40 分閉会)